

## 典拠形アクセスポイントの諸相

—著作に対する典拠形アクセスポイントおよび団体に対する典拠形アクセスポイントを中心として—

古川 肇 (近畿大学)

凡例：枠内は資料 (意訳・要約を含む) や例示。

確認：統制形アクセスポイント＝典拠形アクセスポイント (現統一標目に相当) ＋名称の異なる形 (現参照に相当。RDA では異形アクセスポイント) [国際目録原則]

### 総 論

- ・典拠形アクセスポイントは、単にアクセスポイントであるだけではない。全てで次の三つの側面がある、と考えられる。「個人・団体標目＝著者標目」というような既成の枠を超えなければならない。
  - 1) アクセスポイント
  - 2) 固有名件名
  - 3) 識別子
- ・この観点から見ると、RDA の関連規定は十全とは言えない。固有名件名を付与するためには、FRBR モデルのすべての実体ごとに、典拠形アクセスポイントが必要であるのに、RDA には表現形と個別資料に対する典拠形アクセスポイントの規定が欠けている。

#### ①個別資料に対する典拠形アクセスポイントの例 (自製)

「漱石文庫所蔵 Tolstoy: What is Art? にみられる漱石の書き入れについて」(雑誌『比較文学』中の論文) に対する固有名件名

トルストイ, レオ. 芸術とはなにか. 英語. ロンドン. 東北大学図書館

また、国際目録原則では、表現形と個別資料に対する典拠形アクセスポイントの規定に関して齟齬がある。

#### ②国際目録原則6.3.4.4. 著作／表現形の名称の形(下線筆者)

著作、表現形、表現形または個別資料に対する典拠形アクセスポイントは、独立したタイトルであることも、また、その著作の作成者 (単数または複数) に対する典拠形アクセスポイントと結合されたタイトルであることもある。

RDAについては補充の提案がある。

#### ③Library of Congress. United States Government Memorandum: 6JSC/LC rep/3

I [Barbara B. Tillett] suggest we proceed for RDA as follows: ... c. Add “Constructing Authorized AccessPoints” for *manifestations* and *items* ...

- ・固有名件名を付与するためには、架空の個人・家族・団体・土地に対する典拠形アクセスポイントも必要である。個人については補充の提案が11月のJSCで承認された。

④Other designation associated with the person: 6JSC/BL/4

Add to the name one or more of the following elements (in this order), as applicable: ...

f) the term *Fictitious character, Legendary character, etc.*

Holmes, Sherlock (Fictitious character)

- だが、架空の名称は個人だけとは限らない。例：ブッデンプロック家、リリパット国
- ・ 典拠形アクセスポイントは、数字や記号と異なり、利用者に理解できる文字列による識別子として有益である (language-based, human-readable, normalizedなどの要件)。
  - ・ 識別要素は典拠形アクセスポイントの一部であるにもかかわらず、日本ではその規定が整備されていない。優先順位の確定が必要なのに明確な規定がなく、付与方式も一定でない。RDA成立後のJSCでの検討が参考になる。「個人等を識別するデータを記録するときは、エレメントを典拠形アクセスポイントの付記事項として、別々のエレメントとして、またはその両者として記録する」(要約)の下線部⇒ 一部として。「付記事項といった構文的な規定を本文規定から除いたものとして評価できる。」(和中幹雄氏) また個人に対する典拠形アクセスポイントの構成順序に関する改訂案も登場した。

## 各 論

### 1. 著作に対する典拠形アクセスポイント

確認：著作に対する典拠形アクセスポイントには、2種類がある。

#### ⑤NCR 26.2.1 種類

標目の形には次の2種類がある。

ア) 統一タイトルを単独で用いる形 (単独形)

イ) 著者名のもとに統一タイトルを続けて用いる形 (複合形)

- ・ NCRの「著者名」=RDAの“creator”(作成者)
- ・ 複合形の構成：A. creatorに対する典拠形アクセスポイント+B. 優先タイトル★(+C. 識別要素) 例：<sup>(A)</sup>Connecticut Commission on Children. <sup>(B)</sup>Annual report <sup>(C)</sup>(1999)  
★cf. 「優先される名称 (Preferred name)・・・(中略) その実体に対する典拠形アクセスポイントを作成する基礎として用いられる、実体の名称」 [国際目録原則]
- ・ 単独形の構成：B (+C) 例：Bulletin (New York State Museum : 1976)

#### ⑥著作に対する典拠形アクセスポイントの複合形の例 (自製 読みは略)

アレント, ハンナ. 人間の条件

五味川, 純平. 人間の条件

マルロー, アンドレ. 人間の条件

兵藤, 健志; 工藤, 絵理子; 越戸, 陽子; 牧瀬, ゆかり; 井川, 友利子;

大村, 武史; 片岡, 真; 星子, 奈美; 寺田, 良司. 九州大学附属図書館

における Cute Catalog のデザインと開発

⑦NII『目録システムコーディングマニュアル』改訂第14章の例(一部)

- ・ 団, 伊玖磨(1924-) -- 夕鶴(歌劇) || ダン, イクマ -- ユウズル(カゲキ)
- ・ 水無瀬三吟百韻(宗祇, 肖柏, 宗長 : KOTEN:505191) || ミナセ サンギン ヒャクイン
- ・ 江戸名所図会(斎藤長秋著 ; 長谷川雪旦画 : KOTEN:14324) || エド メイショズエ
- ・ 山田, 耕筈 (1886-1965) -- 全集 || ヤマダ, コウサク -- ゼンシュウ
- ・ 武満, 徹(1930-) -- Asterism || タケミツ, トオル -- Asterism

- ・ creator—位置 : 優先タイトルの前か後か。数 : 1 に限定 (RDA 本則) か、主要なものに限定か、同一役割の全員 (RDA 別法) か、役割が異なる者どうし (NII) もあり得るか。

仮想例 (画文集) : “ / by A and B with C ; illustrated by D.” の場合は、次のどれか。

A, A+B, A+B+C, A+B+C+D.

主たる creator の役割を選択し (原則として一種のみ)、その関連指示子が付与される者全員を優先タイトルに冠するのが妥当ではないだろうか。

⑧creator に関する関連指示子 (RDA 付録 I から)

architect, *landscape architect*, artist, *sculptor*, author, *librettist*, *lyricist*, *screenwriter*, cartographer, choreographer, compiler\*, composer, designer, enacting jurisdiction, filmmaker, interviewee, interviewer, inventor, photographer, praeses, programmer, respondent (斜体は下位の指示子)

- ・ creator と contributor (対表現形) に関わる基本的な用語どうしの位置づけが、RDA において大きく動かされたことに、注意が必要である。

- \*データや情報を集めて書誌などを作成する著者を指す。これはおそらく英語圏には従来なかった定義であり、AACR2 日本語版の「編纂者」とは全く異なる。意外にも NCR1987 年版の「編さん者」の定義の一部である「種々の事項を集め、再編成することによって、新たな著作を作り出す者」に酷似する。

原文 : A person, family, or corporate body responsible for creating a new work (e.g., a bibliography, a directory) through the act of compilation, e.g., selecting, arranging, aggregating, and editing data, information, etc.

AACR2 日本語版 : (編纂者) 様々な個人や団体の著作を選び集めて編集し、合集を作成する者。または、1 個人もしくは 1 団体の著作を選び集めて編集し一つの出版物にする者。

⑨contributor に関する関連指示子 (RDA 付録 I から)

choreographer(expression), composer(expression), editor\*, editor of compilation\*\*, editor of moving image work, interviewee(expression), interviewer(expression)

- \*AACR2 日本語版の「編者」とほぼ変わらない。

原文 : A person, family, or corporate body contributing to an expression of a work by revising or elucidating the content, e.g., adding an introduction, notes or other critical matter. An editor may also prepare an expression of a

work for production, publication, or distribution. (後略)

AACR2 日本語版：(编者) 自己の作ではない資料の出版を準備する者。編集業務は製作者のための資料の準備だけのこともあるし、また製作の監修、テキストの校訂(復原)や解題、序文、注、その他の批評的なものを加えることもある。(後略)

★★新しい用語だが、語義は AACR2 日本語版の「編纂者」とほぼ同義。

原文：A person, family, or corporate body contributing to a collective or aggregate work by selecting and putting together works, or parts of works, by one or more creators.

•AACR2 以来、団体が creator とされるのは特定の内容の著作に限定されている。

⑩RDA 19.2.1.1.1 Corporate Bodies Considered to Be Creators

Corporate bodies are considered to be creators when they are responsible for originating, issuing, or causing to be issued, works that fall into one or more of the following categories.

- 1) 管理的な性格の著作
- 2) 団体の集団的意思を記録した著作
- 3) 団体の集団的活動を報告した著作
- 4) 演奏・演技グループの責任が、演奏の範囲を越えて、グループ全体の集団的活動の所産となっている著作
- 5) 団体に由来する (originating with) 地図著作
- 6) 法律上の著作
- 7) 団体として活動する複数のアーティストによる、タイトルを有する個別の芸術作品

⑪著者性の状態に関する6つのカテゴリー (RDA § 6.27.1.2/1.6, 1.8)

- 1) 1 creator による著作
- 2) 共著★
- 3) 様々な creator による著作から成る編纂資料 (compilation、従来の「合集」)★★
- 4) 既存著作の改作など
- 5) 既存著作とそれへの注釈・挿絵などから成る著作
- 6) creator が不明な著作

• 1)、2)に属する著作の典拠形アクセスポイントは複合形、4)、5)に属する著作のそれは複合形または単独形、3)、6)に属する著作のそれは単独形。

★AACR2 と違って、相互に異なる役割を果たす複数著者によるものをも含む。

★★合集は、それを構成する著作のほか、全体を新たな別の一著作とみなす。

⑫RDA 1.1.5 Work, Expression, Manifestation, and Item

...the term work should be read to include aggregate works and components of works as well as individual works, etc.

例：『なぜヒトラーを阻止できなかったか』（二つの原著作の、邦訳における合集）

- RDAにおいて、集合タイトル（conventional collective title）は、同一著者の著作集にのみ付与することに注意。しかし複数著者に拡大して良いのではないか。

A title used as the preferred title for a compilation containing two or more works by one person, family, or corporate body, or two or more parts of a work (e.g., Works, Poems, Selections). [RDA Glossary]

なお、AACR2では、collective titleが「集合タイトル」と「総合タイトル」の両義に使用されていた。RDAにおいて前者がconventional collective titleに、後者がcollective titleに分れた。

⑬集合タイトル・識別要素の例（RDA-Lより）

Shakespeare, William, 1564-1616. Works. English (First folio)

Shakespeare, William, 1564-1616. Works. English (Pope)

Shakespeare, William, 1564-1616. Works. French (Hugo)

Shakespeare, William, 1564-1616. Works. French (Pleiades)

Shakespeare, William, 1564-1616. Works. German (Schlegel and Tieck)

Shakespeare, William, 1564-1616. Works. Spanish (Astrana Marín)

集合タイトルは、同一優先タイトルの個別作品と作品集の区別に必要ではないか。例：芥川龍之介．羅生門（小説集）

- 音楽資料は、一般に和洋の別を超えた存在と見るべきであろうが、検索の便を考えれば和資料扱いが望ましい。そのためには、音楽資料に関する国内標準がぜひ必要。
- 外国語によるタイトルの読みをどうするかという問題がある。外国人：カナ、外国団体：邦訳。
- 日本人を対象とする目録の典拠形アクセスポイントの本来の形は、漢字と読みのセット。

2. 個人に対する典拠形アクセスポイント

- 書誌レコードが複数の典拠形アクセスポイント（本名と筆名など）に分散する個人・家族・団体（separate bibliographic identity）を、分離したままで放置しておいて良いか。例：『定本見田宗介著作集』、『定本真木悠介著作集』

⑭集中の上での分離という提案（コンピュータ目録以前）

あらえびす⇒ ノムラ, コドウ

ノムラ, コドウ

銭形平次捕物全集 野村胡堂著

ノムラ, コドウ（あらえびす）

楽聖物語 あらえびす著

（山下栄「和洋書共用目録規則の問題点」『図書館界』16(1964):19）

- voluminous author の書誌レコードのクラスタリングとディスプレイへの関心が、日本では希薄。例：NDLサーチ「柳田國男」簡易検索 6992件、詳細検索（「著者・編者」）2996件

### 3. 団体に対する典拠形アクセスポイント

・ NCR は、階層構造を有する団体に関する規定を、新版予備版以来、改悪してしまった。

#### ⑮ NCR 23.2.2.3 (団体の内部組織)

団体の名称が内部組織を含めて資料に表示されているときは、その内部組織を省略した名称を標目とする。

大蔵省 (図書を表示は「税関百年史 大蔵省関税局編」)

#### ⑯ 階層構造をもつ団体名の形に関する方針 (私案) (2011.3.5 一部修正)

どれほど下位の内部組織であろうと、どれほど短命な集会であろうと、それが名称をもつ限り、著作行為の主体である団体に焦点を当て、それを典拠形アクセスポイントの中核として選択する。

現 NCR の、内部組織を省略し上位団体名のみ選択するとの規定 (23.2.2.3) は、著作行為の主体の所在をあいまいにする誤った規定である。これは元から NCR に存在していたのではなく、新版予備版 (3.3.2.2.1(3)) に発するもので、新版予備版当時の整理簡素化優先の風潮に根差すものであり、この種の規定は、当然ながら ICP、AACR2、RDA のどこにも見出せず、国際的に孤立した存在である。新版予備版に先立つ 1952 年版と 1965 年版は、以下のよう  
に欠点はあるものの大筋は正しかった。元に戻すべきである。

- ・ 1952 年版 § 68 (部局・支部等) : 官公署、公共機関、学会、協会その他の団体の部局、支部、附属機関等はその属している主体を標目とし、部局、支部名等を副標目とする。但し、省外部局及び独自の名称を有する附属機関はその名称をとり必要に応じてその主体の名称を ( ) に入れて付記する。
- ・ 1965 年版 (26 (部局・支部等)) : 団体を構成する部局・支部等の下部組織は、その団体名の副標目とする。ただし、その図書に記録されてあっても重要さを考慮して省略しても良い。

・ 政府機関に対する典拠形アクセスポイントの形に関して、NCR と国際・準国際標準との間には、大きな乖離がある。前者を後者に近づけられないか否か、吟味が必要である。

#### ⑰ 国際目録原則

##### 6.3.4.3. 団体名の形

団体名に対する典拠形アクセスポイントについては、名称は、体現形または参考情報源に見出されるそのままの順序によるものとする。ただし、次の場合を除く。

**6.3.4.3.1.** 団体が法域や地域管轄団体の一部であるときには、典拠形アクセスポイントに、目録の利用者のニーズにもっとも適した言語および文字による当該地域の名称として現在用いられている形を含めるものとする。

**6.3.4.3.2.** 団体名が従属機関もしくは下位の組織であることを意味するか、または下位の組織を識別するのに充分でないときは、典拠形アクセスポイントは上位の組織の名称から始めるものとする。

⑱RDA⇒付1

- ・ 中間組織の処理 ⇒付 2
- ・ なお、上位組織名との間はピリオドで区切って、語順配列の拠りどころとし、かつ組織内の有志グループ（例：ダイエー流通研究会）などと識別するのが、適切である。
- ・ 要約—直接に単独でアクセスポイントとするのが原則。例外の範囲の確定が問題。

4. その他

- ・ 逐次刊行物（特にタイトルが *Bulletin, Report* などの generic な語だけのもの）を識別する場合に頻繁に用いる issuing body の RDA における定義は、わかりにくい。またこれが体现形の関連指示子でなく、著作の関連指示子であることも理解しがたい。

⑲RDA 付録 I.2.2

**issuing body** A person, family, or corporate body issuing the work, such as an official organ of the body.

- ・ RDA に規定された諸種の関連のうち、著作相互・表現形相互・体现形相互・個別資料相互の関連（等価、派生、記述、全体・部分、付随、連続）における「記述」は、固有名件名に相当し、件名標目と重複する。これには必ずしも没主観的な解説だけではなく批判的な場合にも使用されるので、descriptive より commentary などの語の方が適切だったと思われる。邦訳に当たっても「記述」は、この語の目録法における従来の用法に照らして、好ましくない。

終わりに—典拠コントロールの重要性の例示による説明—

(1)原著：The Catcher in the Rye (Salinger著)

(2)翻訳a：ライ麦畑でつかまえて (野崎孝訳)

(3)翻訳b：キャッチャー・イン・ザ・ライ (村上春樹訳) 978-4-560-04764-4, -09000-8

もし(1) (2) (3)の著者名・著作名ともに典拠コントロール下にあるならば、次のことが可能となる。

—(2)を閲覧したい利用者が現れ、これを他の利用者が借り出しているなどの原因で閲覧できない場合、代わりに(3)または(1)の所蔵を知り利用することができる。

—(2)または(3)を閲覧した利用者で、遡って原文を読みたい者が現れた場合、(1)の所蔵を知り利用することができる。

—(2)と(3)の一方に満足できなかった利用者が、他方の所蔵を知り利用することができる。

—利用者が(1) (2) (3)を比較して、本人にとって最も適切なものを選択することができる。または通覧できる。

典拠コントロールは、蔵書がもつ潜在的な利用可能性を十全に顕在化するために不可欠である。本来、目録は、利用者がそれを検索し始めた時点で予期していなかった豊富な検索結果を、彼らに提供するべきツールであり、それを可能にする手段が典拠形アクセスポイントである(\*)。

以上

付1 RDA改訂案の骨子（上部組織名を冠する下部組織のタイプのリスト）

出典：ALA. Proposed Revision of RDA Instructions for Government and  
Non-Government Corporate Bodies(6JSC/ALA/18)

<<http://www.rda-jsc.org/docs/6JSC-ALA-18.pdf>>

凡例 ・ ●印は名称によるタイプ（cf.「国際目録原則」6.3.4.3.2）

○印は政府・宗教団体の下部組織のタイプ（cf.「国際目録原則」6.3.4.3.1）

印はともに原文になし。

・ 例示は抜粋。

・ 訳はAACR2日本語版に準拠。

- TYPE 1 その団体が、ほかの団体の一部であることを明確に意味する語、例えば局（department）、部（division）、課（section）、支部（branch）を含む名称の組織  
**Division of Wildlife Services⇒ United States. Division of Wildlife Services**

- TYPE 2 通常、行政的従属を意味する語、例えば委員会（committee, commission）を含む名称で、上位団体名がその下部組織を識別するために必要な名称の組織

**Comité national de lutte contre le SIDA⇒ Burkina Faso. Comité national de lutte  
contre le SIDA**

**Kishōchō⇒ Japan. Kishōchō**

**but**

**Honolulu Committee on Aging**

- TYPE 3. A name that is general in nature or that does no more than indicate a geographic, chronological, or numbered or lettered subdivision of a parent body.  
**Region 5⇒ United States. General Services Administration. Region 5**

In case of doubt, record the name of the body directly.

**Human Resources Center**

- TYPE 4. A name that does not convey the idea of a corporate body and does not contain the name of the higher body.

**Research & Analysis⇒ Illinois. Bureau of Employment Security. Research & Analysis**

- TYPE 5 単に特定の学問分野を表わすだけの総合大学の学部、専門学部、単科大学、研究所、試験所などの名称

**Educational Research Centre⇒ St. Patrick's College (Dublin, Ireland). Educational  
Research Centre**

**but**

**Harvard Law School**

**not Harvard University. Harvard Law School**

**not Harvard University. Law School**



AACR1 § 78-86への序言

以下に挙げる規則は、政府の立法・司法・行政上の基本的機能を遂行している機関は、その政府の標目の下に副標目として記入し、政府が設立し管理しているその他の機関は、できればその機関自体の名称のもとに記入すべきである、という原則に基づいている。

- TYPE 6 省 (ministry) または同等の主要な行政機関 (即ちその上位機構がない機関) で、当該政府の公的出版物で明確に定められている機関

**Vanuatu. Ministry of Internal Affairs and Social Services**

**Japan. Kankyōshō**

- TYPE 7 政府首脳

**United States. President**

- TYPE 8 立法機関

**France. Assemblée nationale**

- TYPE 9 A constitutional convention.

**Germany. Nationalversammlung (1919-1920)**

- TYPE 10 裁判所.

**United States. Supreme Court**

- TYPE 11 軍の基幹的組織

**New York (State). Militia**

- TYPE 12 大使館、領事館など

**Canada. Embassy (U. S.)**

- TYPE 13 国際機関や政府間機関への代表団

**Canada. Delegation to the General Assembly of the United Nations**

<以下は宗教団体>

- TYPE 14. A council, etc., of a single religious body.

- TYPE 15. A religious official.

- TYPE 16. A religious province, diocese, synod, etc.

- TYPE 17. A central administrative organ of the Catholic Church.

- TYPE 18. A papal diplomatic mission, etc.

付2 名称により上部組織名を冠する下部組織の実例（AACR1 § 69Aから）

Public Library Association. Military Library Standards Committee

組織の実態：×American Library Association

(2)Public Library Association

×Armed Forces Librarians Section

(1)Military Library Standards Committee

American Library Association. Cataloging and Classification Section. Bylaws Committee

組織の実態：(2)American Library Association

×Resources and Technical Services Division

(3)Cataloging and Classification Section

(1)Bylaws Committee

American Library Association. Reference Services Division. Histy Section. Conference  
Program Committee

組織の実態：(2)American Library Association

(4)Reference Services Division

(3)Histy Section

(1)Conference Program Committee

(\*)参考

*“The catalogue has to tell you more than what you ask for.... The answer of a good catalogue is not to say yes or no, but ... to tell [the user] that the library has [the item] in so many editions and translations, and you have your choice.”* (From an audio clip posted by William Denton) (英語版ウィキペディアの項目Seymour Lubetzkyより)